

北上地区消防組合職員の再任用条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成21年 2 月 17 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 伊 藤 彬

北上地区消防組合条例第 3 号

北上地区消防組合職員の再任用条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年北上地区消防等組合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料表) 第 4 条 [略] 2 [略] 3 消防職給料表は、消防吏員（消防監の階級にある者を除く。）に適用する。 4・5 [略] (初任給、昇格、昇給等の基準)	(給料表) 第 4 条 [略] 2 [略] 3 消防職給料表は、消防吏員（消防監の階級にある者を除く。）及び再任用職員（ <u>法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。</u> ）に適用する。 4・5 [略] (初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 [略]

2～10 [略]

第5条の2 [略]

(通勤手当)

第13条 [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して支給単位期間につき2万4,500円の範囲内で規則で定める額（育児短時間勤務職員等のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) [略]

第5条 [略]

2～10 [略]

11 再任用職員の給料月額は、消防職給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第5条の2 [略]

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第13条 [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して支給単位期間につき2万4,500円の範囲内で規則で定める額（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) [略]

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める場合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第23条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) [略]

2 育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれの100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 [略]

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める場合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第23条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) [略]

2 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれの100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 [略]

4 育児短時間勤務職員等が、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が40時間に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

（期末手当）

第23条 [略]

2 [略]

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額とする。

4 [略]

5 [略]

（勤勉手当）

第24条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、勤務時間等条例第5条の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が40時間に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

（期末手当）

第23条 [略]

2 [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「100分の160」とあるのは「100分の85」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額とする。

5 [略]

6 [略]

（勤勉手当）

第24条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の77.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 [略]

4 第23条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第24条第3項」と読み替えるものとする。

5 [略]

（非常勤職員等の給与）

第26条 常勤を要しない職員及び法第22条第5項に規定する臨時的任用に係る職員については常勤の職員の給与との権衡を考慮して任命権者が定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で給与を支給する。

この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40を乗じて得た額の総額

3 [略]

4 第23条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第24条第3項」と読み替えるものとする。

5 [略]

（非常勤職員等の給与）

第26条 常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）及び法第22条第5項に規定する臨時的任用に係る職員については常勤の職員の給与との権衡を考慮して任命権者が定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で給与を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第10条、第11条、第12条及び第25条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。

別表第2 (第4条関係)

消 防 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 この表は、消防職員に適用する。

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第10条、第11条、第12条及び第25条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員及び再任用職員には適用しない。

別表第2 (第4条関係)

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
再任用職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
再任用職員		<u>240,600</u>	<u>252,500</u>	<u>256,800</u>	<u>293,100</u>	<u>310,500</u>	<u>325,200</u>

備考 この表は、消防職員及び再任用職員に適用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年北上地区消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

(1) <u>非常勤職員</u>	(1) <u>非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u>
(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第3条 北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年北上地区消防組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（1週間の勤務時間）	（1週間の勤務時間）
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
	<u>3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u>
<u>3</u> [略]	<u>4</u> [略]
<u>4</u> [略]	<u>5</u> [略]
（週休日及び勤務時間の割振り）	（週休日及び勤務時間の割振り）
第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振ら	第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振ら

ない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとする。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 [略]

- 2 任命権者は、前項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務職員等の内容に従った週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあつ

ない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 [略]

- 2 任命権者は、前項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務職員等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間

ては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、管理者と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第12条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) [略]

2 [略]

(補則)

第17条 [略]

ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、管理者と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第12条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) [略]

2 [略]

(補則)

第17条 [略]

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める

基準に伴い、任命権者が定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。